

事務連絡

令和5年5月2日

高齢者通所系事業者各位

障害者通所系事業者各位

杉並保健所保健予防課

新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う杉並保健所保健予防課の対応について

平素より、杉並区の保健衛生施策にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の類型が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定される、5類感染症に変更されることに伴い、厚生労働省や東京都より、陽性者の行動制限や施設における感染対策の考え方が示されているところです。考え方にに基づき対応を整理しましたのでご連絡致します。

今後とも、ご協力のほどよろしくお願い致します。

記

① 陽性者について

【通所者が陽性になった場合】

- ・隔離目的の入所や入院はなくなるので、無症状者や軽症者については自宅での療養となります。行動制限の考え方に則り、発症後5日を経過しかつ症状軽快から24時間経過するまで、自宅で療養することを推奨します。
- ・通所を再開したのちは可能な範囲で、発症から10日を過ぎるまではマスクの着用をお願いします。

【職員が陽性になった場合】

- ・類型変更後の行動制限の考え方に則り、発症後5日を経過しかつ症状軽快から24時間経過するまで、自宅で療養することを推奨します。
- ・職場復帰後は、基本的な感染対策を行いつつ、発症から10日を過ぎるまではマスクの着用をお願いします。

② 陽性者が出た際の保健所への報告について

- ・クラスター対応は引き続き保健所で行いますので以下の基準で報告をお願いします。

初発患者含め3名の陽性者がでたら保健所へ電話で報告する

- ・施設からの報告に基づき、施設調査及び感染対策の助言等をこれまで通り実施します。
クラスターの際の通所休止等については、これまで通り各施設の判断となります。

③ 濃厚接触者について

- ・濃厚接触者の定義はなくなります。
- ・職員が濃厚接触者に該当する状況になった場合の出勤停止の考え方は、保健所は出勤を制限する根拠がなくなるので、各事業者の判断となります。
出勤を制限しない場合は、基本的な感染対策をしっかりと行い、マスクを着用して勤務頂くことをお勧めします。

問合わせ先

杉並保健所保健予防課保健指導担当

☎ 03-3391-5001 (6月2日まで)

☎ 03-3391-1025 (6月5日以降)

担当：目黒・大岩・中尾・船木